

○川崎市立労働会館条例

昭和 26 年 12 月 21 日条例第 73 号

改正

昭和 31 年 4 月 2 日条例第 13 号

昭和 33 年 12 月 23 日条例第 28 号

昭和 46 年 12 月 24 日条例第 61 号

昭和 47 年 6 月 19 日条例第 42 号

昭和 48 年 7 月 3 日条例第 31 号

昭和 51 年 3 月 31 日条例第 9 号

昭和 51 年 12 月 27 日条例第 60 号

昭和 56 年 3 月 31 日条例第 10 号

昭和 63 年 3 月 29 日条例第 6 号

平成 10 年 3 月 24 日条例第 3 号

平成 11 年 3 月 19 日条例第 9 号

平成 12 年 12 月 21 日条例第 63 号

平成 16 年 10 月 14 日条例第 37 号

平成 17 年 7 月 1 日条例第 32 号

川崎市立労働会館条例

(設置、名称及び場所)

第1条 本市に労働会館を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。

名称 川崎市立労働会館

位置 川崎市川崎区富士見2丁目5番2号

(目的)

第2条 川崎市立労働会館(以下「会館」という。)は、労働組合その他諸団体における文化、慰楽、集会等の使用に供し、その健全なる発達を図り、及び労働者のための福利厚生施設の設け、その勤労意欲の向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 会館は、次の事業を行う。

- (1) 労働者のための研修会、講演会等の開催に関すること。
- (2) 施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用に供すること。
- (3) その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(指定管理者)

第4条 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせる。

- (1) 会館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容が、会館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った会館の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、会館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他の会館の管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

第7条 会館の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

利用時間	午前9時から午後9時30分まで(交流室にあつては午後9時まで、労働資料室にあつては午後5時まで)
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用許可等)

第8条 施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の場合、特別の設備又は装飾をしようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用許可の制限)

第9条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設等の利用を不相当であると認めるときは、前条第1項の許可をしない。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 利用の目的に反したとき。

(2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。

(3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。

(5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(利用期間)

第 11 条 施設等の利用は、引き続き3日を超えることはできない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 12 条 利用者は、その権利を譲渡し、又は転貸することができない。

2 利用者は、施設等を第三者に貸与してはならない。

(原状回復の義務)

第 13 条 利用者は、施設等の利用を終了し、又は第8条第1項の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(損害の賠償)

第 14 条 施設等に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(利用料金)

第 15 条 利用者は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、[別表](#)に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第 16 条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第 17 条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(1) 利用者の責めに帰さない事由により、利用することができないとき。

(2) 第 10 条第5号の規定により、許可を取り消されたとき。

(3) 利用開始5日前までに利用の取りやめの申出をしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(取消し等による損害の責任)

第 18 条 市及び指定管理者は、第 10 条第5号に該当する場合を除き、第8条第1項の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって利用者が生じた損害については、その責めを負わない。

(運営委員会)

第 19 条 会館の円滑な運営を図るため、会館運営委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

（委員会の組織）

第 20 条 前条に規定する委員会の組織、運営その他に関しては、市長が定める。

（委任）

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 31 年 4 月 2 日 条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 33 年 12 月 23 日 条例第 28 号）

この条例は、昭和 34 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 46 年 12 月 24 日 条例第 61 号）

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 6 月 19 日 条例第 42 号）

この条例は、川崎都市計画事業復興土地地区画整理事業第 2 工区の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

附 則（昭和 48 年 7 月 3 日 条例第 31 号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 31 日 条例第 9 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 51 年 8 月 26 日 規則第 73 号で昭和 51 年 9 月 1 日から施行）

附 則（昭和 51 年 12 月 27 日 条例第 60 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和 56 年 3 月 31 日 条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 56 年 11 月 1 日以後の使用に係る使用料から適用する。

附 則（昭和 63 年 3 月 29 日 条例第 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 10 年 3 月 24 日 条例第 3 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 19 日 条例第 9 号)

この条例の施行期日は、市長が定める。(平成 11 年 9 月 30 日 規則第 90 号で平成 11 年 11 月 1 日から施行)

附 則(平成 12 年 12 月 21 日 条例第 63 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 10 月 14 日 条例第 37 号)

この条例は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 1 日 条例第 32 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の次に 4 条を加える改正規定(第 4 条第 2 項及び第 3 項に係る部分に限る。)は公布の日から、別表健康管理室の項の次に次のように加える改正規定(第 1 交流室及び第 2 交流室に係る部分に限る。)は平成 17 年 10 月 14 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った使用許可その他の行為で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において改正後の条例(以下「新条例」という。)の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが新条例第 4 条第 1 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)となるものは、施行日以後においては、指定管理者の行った利用許可その他の行為とみなす。

別表(第 15 条関係)

1 施設利用料

種別		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		9時～11時30分	0時30分～	5時30分～	9時～9時30分
			4時30分	9時30分	
ホー ル	ホール	7,200 円	10,800 円	14,400 円	32,400 円
	第1楽屋	200 円	300 円	300 円	800 円
	第2楽屋	200 円	300 円	300 円	800 円
	第3楽屋	400 円	600 円	700 円	1,700 円
	第4楽屋	400 円	700 円	900 円	2,000 円
	第5楽屋	100 円	200 円	200 円	500 円
種別		9時～12時	1時～5時	6時～9時30分	9時～9時30分
会議 室	特別会議室	13,000 円	16,000 円	21,000 円	50,000 円
	第1控室	1,200 円	1,600 円	2,200 円	5,000 円
	第2控室	700 円	1,000 円	1,300 円	3,000 円
	第1会議室	2,500 円	3,500 円	4,000 円	10,000 円
	第2会議室	1,600 円	2,200 円	2,800 円	6,600 円
	第3会議室	4,000 円	5,000 円	7,000 円	16,000 円
	第4会議室	600 円	900 円	1,300 円	2,800 円
	第5会議室	1,200 円	1,600 円	2,200 円	5,000 円
教養 室	第1研修室	1,500 円	2,100 円	2,800 円	6,400 円
	第2研修室	1,500 円	2,100 円	2,800 円	6,400 円
	第3研修室	1,500 円	2,100 円	2,800 円	6,400 円
	工芸教室	1,200 円	1,400 円	1,800 円	4,400 円
	洋裁手芸教室	1,400 円	1,700 円	2,200 円	5,300 円
	茶室	2,000 円	2,500 円	3,300 円	7,800 円
	華道和裁教室	900 円	1,100 円	1,500 円	3,500 円
	音楽室	1,400 円	1,800 円	2,400 円	5,600 円
和室(1)		600 円	700 円	800 円	2,100 円
和室(2)		600 円	700 円	800 円	2,100 円

健康管理室		1,600 円	2,000 円	2,400 円	6,000 円
種別	昼間			夜間	
	午前9時～午後5時			午後5時～午後9時	
交流室	第1交流室	1回(2時間) 6,000 円		1回(2時間) 7,200 円	
	第2交流室	1回(2時間) 4,000 円		1回(2時間) 4,800 円	
	第3交流室	1回(2時間) 4,000 円		1回(2時間) 4,800 円	
	第4交流室	1回(2時間) 1,500 円		1回(2時間) 1,800 円	
	第5交流室	1回(2時間) 1,500 円		1回(2時間) 1,800 円	
	第6交流室	1回(2時間) 2,000 円		1回(2時間) 2,400 円	

備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の2割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。
- 2 設備利用料

単位	金額
1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1キロワット、1脚、1双その他1単位 1回	5,000 円

備考

- 1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 前項の規定にかかわらず、交流室においては、利用許可を受けた2時間を1回として扱う。
- 3 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。